

# 環境影響評価審査書

## 18 箱根明神平萩山地区開発計画

### I 総括事項

事業予定地は、箱根町の北部にある箱根外輪山明神ヶ岳の南側山腹の標高630メートルから720メートルの斜面に位置した所にあり、この土地で分譲別荘の建設事業が行われることになっている。

この事業は、昭和37年以来建設が進められてきた箱根明神平分譲別荘建設事業の最終計画として進められるもので、既に建設を完了している53.6ヘクタールの分譲地に隣接して実施を予定しているものである。

今回の事業は約6.4ヘクタール、分譲戸数68戸の計画であるが、従来の分譲地と合わせると、全体面積は約60ヘクタール、分譲戸数496戸になり、これが明神ヶ岳、明星ヶ岳と続く外輪山の山腹の中央部を占めることになるため、自然環境あるいは景観上重要な係わりをもつことになる。

また、事業予定地及びその周辺地域は、自然公園法に基づき富士箱根伊豆国立公園の第2種特別地域に指定され、風致の維持が強く求められる地域になっている。

事業予定地は、過去に一部農地などに利用されたこともあり、ある程度人為的な土地利用が行われた所でもあるため、自然度の高いまとまりのある樹林地が比較的少ない土地である。しかし、この事業予定地及び周辺地域の環境条件を考慮すると、事業計画を立案実施する際の基本的な方策としては、事業予定地の自然環境を単に維持するのみでなく、新たに創造することも主体的に取り入れながら計画を検討する必要がある。植生及び緑化に係る対策については、火打沢斜面部などの比較的良好的な植生への影響は極力少なくし、また造成地内はもちろん、保存緑地内などについても積極的に郷土樹種による植栽を行う必要がある。

また、この土地は、箱根の代表的な観光地である大涌谷や箱根ロープウェイからも良く見通せる位置にあるので、景観の点からも考慮した植栽と建物の色彩などを検討する必要がある。

新設別荘地から排出される污水は、既存の別荘地の処理施設で処理する計画となっている。既設の別荘地の污水排水量は、大幅に計画汚水量を下回り、さらに水量変動も大きいことから、現在の処理施設はその効果が十分に上がっているとはいえない。この状況に新たに本計画による排水が付加されると、水量変動はより大きくなると考えられるので、このことを考慮した排水処理対策の再検討が必要である。

以上のことを基本的な視点として、また工事中における周辺環境への影響などを考慮して、環境影響予測評価書案について個別事項にかかる審査をした結果は次のとおりであるが、環境影響予測評価書を作成するにあたっては、この内容を十分に踏まえ、適切な対応をする必要がある。

### II 個別事項

#### 1 水質汚濁——生活排水について

事業計画では、事業予定地内の生活雑排水を約50m<sup>3</sup>/日（1日当たり50立方メートル）の排出で予定している。排水処理は、活性汚泥法を主体とした既設の排水処理施設を活用し、既存の別荘地内の住宅分の排水と合わせて、BOD（生物化学的酸素要求量）を5mg/l（1リットル当たり5ミリグラム）以下に処理し、宮沢川に放流することになっている。

この既設の排水処理施設は、今回の事業も含めた処理能力を持っており、計画処理人口910人、日平均汚水量で182立方メートルの処理ができるようになっている。しかし、昭和48年に土地分譲を開始した既存の別荘地の別荘建設は、現在半分以下であり、本事業予定地の別荘建設を含めても、処理能力に見合う汚水量の発生を短期間に見込むことが難しい状況にあり、今後とも極端に低い負荷での処理が続くと考えられる。さらに、別荘地は定住型の施設とは異なり、不定期使用であるため、一般的に排水量が季節や日ごとに大きく変動するが、既存別荘に新たに本事業による別荘が加わると、排水量の変動はより大きくなると考えられる。

しかし、既設の処理施設は、処理方式などから判断して、低負荷及び汚水量の大きな変動に十分対応できる内容になっているとは認められない。

このため、ばっ気槽、接触ばっ気槽などの各単位装置でのBOD負荷率などの処理条件を見直し、排水の状況に合った処理施設の運転方法や単位装置の改善を行うこと。

## 2 水象、地象

事業計画では、事業予定地から流出する雨水を2つの集水域に分け、それぞれの集水域ごとに側溝や排水管で集水した後、2箇所から火打沢へ放流することとしている。

この火打沢の放流口の周辺の地質は、主に関東ローム層で構成されており、しかも傾斜が急になっているため、排水路の構造によっては、流水により沢の法部が洗掘され斜面の崩壊につながるおそれも予想される。

このため、予測評価書案では明らかになっていない雨水排水構造や流末排水構造を具体化する際に、放流管の延長、こう配などを考慮に入れた減勢の方法を検討すること。また、火打沢の急激な流量増により沢の河床部の減勢工が破壊されないような構造及び放流管理め戻し部分の法部が崩壊しないような施工の方法、構造などについても検討し、実施すること。

## 3 動物、植物、景観

事業予定地は、明神ヶ岳南側の標高630メートルから720メートルの緩斜面上に立地し、事業予定地を含む周辺の植生は、比較的自然度の高いミズナラ林、アブラチャン・クロモジ群落、コナラ林などが多く、その他スギ・ヒノキ植林やハコネダケ群落もみられ、植生的に多様な状況にあり、鳥類、昆虫類などの動物の生息も相当程度確認されている。

このうち、事業予定地内には、これまでに畑地、果樹園、植林地などに利用された部分が多く、植生的にみても草本植生から木本植生への遷移途中相にあるハコネダケ群落や、ミズキ林、スギ・ヒノキ植林が全面積の約72%を占めており、全般的に質の高い植生とはいえない。

しかし、事業予定地は、景観などの現況との係わりから重要な位置にあり、また富士箱根伊豆国立公園の第2種特別地域に指定され、風致の維持が強く求められる地域になっている。箱根の代表的観光地である大涌く谷や、箱根ロープウェイから箱根外輪山を展望すると、事業予定地は、明神ヶ岳直下に既存別荘地と連担して見えることとなり、既存の別荘地と一体となって景観上のインパクトをより増大することが考えられる。

このような状況から、事業を実施する場合には、事業予定地周辺の環境、景観を考慮しながら、事業予定地内の植物、景観の質を高める方向で、植生の保護、植栽の方法などの検討が必要である。

このため、道路、宅地の造成にあたっては、既存樹木の伐採を極力避け、植栽に際しては、郷土樹種を極力使用して積極的な郷土林の形成の方法について検討し、実施するとともに、樹冠による遮へい効果を生かした建物の配置と、樹林の中で調和しうる建物の色彩、明度の選定を行うこと。

また、事業予定地に隣接する火打沢の斜面部は、比較的良好な林相を形成しているので、この斜面部で行う排水路工事にあたっては、植生への影響を極力少なくすること。

さらに、今回の事業計画にあたっては、自然公園法を受けて定められた「箱根地区における建築物等設置審査基準」の緑保全率に基づき、必要な緑地を確保するとしているが、供用後もこの計画区域内に設置した保存緑地、環境保全緑地及び分譲宅地内の緑などの緑地が、永続的に維持される方策について検討すること。

## 4 安全――交通安全

造成工事に使用する資機材の搬入に伴う工事用車両及び工事用通勤車両は、国道138号から明神平の既存別荘地内通路を経由して、事業予定地に出入が予定されている。

工事に関係する車両の交通量は、1日最大で69台と予測し、交通安全対策として、通学時間帯の7時30分から9時30分までの登校時間においては原則として工事用車両の運行は行わない、出入口には標識を設置し、必要に応じ交通整理員を配置する、工事用車両の発生台数が最大となるコンクリート打設日には、残土搬出用ダンプカーの発生台数を抑えるなど、交通安全の対策を実施するので、地域住民の交通安全に影響を及ぼすことはないとしている。

しかし、国道138号は重要幹線の一つで交通量が多く、国道138号から事業予定地までの道路は急カーブが多く、こう配も急であるうえに、これらの道路は通学路ともなっているため、交通安全の確保には十分配慮する必要がある。また、工事車両の発生台数が、工事内容から判断して、必ずしも適切に予測されているとは考えられない。

このため、工種ごとに工事用車両の発生台数の見直しを行うとともに、交通安全施設を道路状況に応じて設置するなど、きめの細かい交通安全の方策について検討すること。

## 5 その他――工事中の粉じん、騒音について

事業予定地は、静穏な既存の別荘地に接しているため、造成工事中の粉じん、ブルドーザなどの建設機械による騒音及び別荘地内道路を通過して出入りする工事用車両により発生する騒音、振動、粉じんが、この周辺地域の生活環境に影響を与えることも考えられる。このため、造成工事にあたっては、施工方法などに留意し、騒音などの問題を発生させないように配慮すること。